

中央市産業立地事業費助成金

製造業・物流業等

対象業種

製造業、物流業、データセンター、試験研究所

対象要件

- ・市内で土地を取得又は借地権(20年以上)を設定し、工場等を設置
※医療機器、水素・燃料電池関連産業は10年以上
- ・投下固定資産額3億円以上(土地を除く)
- ・常時雇用労働者10人以上増加(操業から1年以内)
※データセンターは5人以上

助成率

※助成率は投下固定資産額に対するもの
※投下固定資産額が200億円を超える部分は一律0.4%

基本助成		助成率
新たに土地を取得する場合		0.8%
自社所有地の場合		0.4%
空き工場等を取得する場合		0.4%
試験研究所の場合		0.4%
加算となる取り組み等		加算率
高度先端分野 ※1		+1%
成長分野	医療機器関連	+1.5%
	水素・燃料電池関連	+1.5%
	航空・宇宙・防衛関連産業	+1.5%
	半導体関連	+0.4%
	ロボット関連	+0.4%
増加する県外からの常時雇用労働者数	5人以上	+0.2%
	10人以上	+0.3%
市外新規立地 ※2		+0.4%
水素製造・利用設備の取得		+1%

- ※1 国等の先端技術関連支援対象事業のうち、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業又はバイオテクノロジー利用産業に該当するもの
- ※2 市外に工場等を有する者が市内に初めて工場等を設置し、当該工場等における常時雇用労働者に占める正規雇用者の割合及び常時雇用労働者の平均所定内給与額が一定水準以上である場合並びに当該工場等における物流業務の全部又は一部を県内に事業所を有する事業者に委託している場合

限度額

立地区分		投下固定資産額	
		200億円以下	200億円超
市内 初立地	高度先端分野、成長分野	3億円	10億円
	上記以外の製造業等	1.5億円	
市内 既存企業	高度先端分野、成長分野	1.5億円	10億円
	上記以外の製造業等 (投下固定資産額100億円以上)	6,000万円 (1億円)	

本社機能の移転等

対象業種

制限なし

対象要件

- ・市内で土地を取得又は借地権(20年以上)を設定し、本社オフィス、研究・研修施設を設置
※医療機器、水素・燃料電池関連産業は10年以上
- ・県から整備計画の認定を受けていること
- ・投下固定資産額1億円以上(土地を除く)
- ・常時雇用労働者10人以上増加(操業から1年以内)

助成率

※助成率は投下固定資産額に対するもの

基本助成		助成率
新たに土地を取得する場合		1%
自社所有地の場合		0.5%
建物等を賃借する場合		賃料の1/10
加算となる取り組み等		加算率
水素製造・利用設備の取得		+1%

限度額

立地区分	限度額
建物等を取得する場合	2,000万円
建物等を賃借する場合	年200万円(3年間)

情報産業

対象業種

情報サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ制作事業者

対象要件

- ・新たに市内に事業所を設置
- ・常時雇用労働者5人以上増加(操業から1年以内)

助成率

※助成率は投下固定資産額に対するもの

基本助成		助成率
建物等を取得する場合		1%
建物等を賃借する場合		賃料及び通信回線使用料の1/10
加算となる取り組み等		加算率
水素製造・利用設備の取得		+1%

限度額

立地区分	限度額
建物等を取得する場合	2,000万円
建物等を賃借する場合	年200万円(3年間)

上質な宿泊施設

対象業種

宿泊業(旅館、ホテル、リゾートクラブ)

対象要件

- ・新たに市内に宿泊施設を設置
- ・投下固定資産額100億円以上(土地を除く)
- ・常時雇用労働者30人以上増加(操業から1年以内)
- ・最低客室面積(内法)40㎡以上
- ・県から地域経済牽引事業計画の承認を受けていること

助成率

※助成率は投下固定資産額に対するもの
※投下固定資産額が200億円を超える部分は一律0.4%

基本助成		助成率
新たに宿泊施設を設置する場合		1%
※分譲型は、投下固定資産額のうち、将来にわたって処分する見込みのないものを対象とする。		
加算となる取り組み等		加算率
水素製造・利用設備の取得		+1%

限度額

投下固定資産額	限度額
200億円以下	1億円
200億円超	10億円

新たなオフィス等の設置

対象業種

制限なし

対象要件

- ・市内初となるオフィス、研究・研修施設を新たに設置
- ・県外からの転入を伴う常時雇用労働者5人以上増加(操業から1年以内)

助成率

※助成率は投下固定資産額に対するもの

基本助成		助成率
オフィス等を取得する場合		1%
オフィス等を賃借する、県外から転入する常時雇用労働者へ住居手当・転居費用を支給する、賃借したオフィス等を改修する場合		賃料及び通信回線使用料の1/10
加算となる取り組み等		加算率
水素製造・利用設備の取得		+1%

限度額

立地区分	限度額
建物等を取得する場合	300万円
建物等を賃借する場合	年100万円(3年間)